



相談しやすい、分かりやすい  
信頼と安心をお届けします

人事・労務に役立つ NEWS

## きりん通信No.22

〒333-0831 埼玉県川口市木曾呂 639-1-C 101  
TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509

e-mail m.miyazawa@sr-kirin.jp

URL <http://www.sr-kirin.jp/>

6

2017



きりん 人事労務  
管理事務所

### 働き方改革 かいつまんで言うと・・・

現在、「働き方改革」という文字を毎日何処かで必ず目にします。すべての背景にある問題は労働力人口の減少だと思えます。厚生労働省は今後の労働力人口の見通しを、2014年 6587万人、2030年 5584万人、2050年 4228万人になるとしています。2050年には現在の3分の2弱です。その頃私は78歳。「80歳まで働け」と言われる時代になっていない事を願います(^\_^);

しかし、そう遠くない未来、現在の労働力は約15%減少します。その為に厚生労働省が本腰を入れて「働き方改革」を始めている、というわけです。

今後、社労士が担うべき役割はとて重要になってくることは間違いないでしょう。数ある社労士事務所のなかから、縁あってきりん人事労務管理事務所を選んで下さった皆様に、「きりんにしておいて良かった」と言っていただけるよう、これからやってくる労務管理大改革時代、気を引き締めて頂点を乗り越えていきたいと思えます。

安倍晋三首相は、平成28年9月27日第1回「働き方改革実現会議」において9つのテーマを挙げた

1. 同一労働同一賃金 “非正規雇用の処遇改善”
2. 賃金引上げと労働生産性の向上
3. 長時間労働の上限規制のあり方 長時間労働の是正
4. 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題
5. テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方
6. 働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備
7. 高齢者の就業促進
8. 病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立
9. 外国人材の受け入れの問題

ひとつひとつ解説していくと、「文字だらけ(>\_<)」と苦情が殺到しますので(?)、具体的に急務な点からお伝えしていきたいと思えます。テレビでも**過労死認定基準**という言葉をよく聞くようになりましたが、「3. 長時間労働上限規制」の骨子が決定しています。いわゆる36協定への規制です。現在、時間外労働の上限規定は、建設業・運送業といった一部の業種には適用除外となっていますが、今後はそうはいかなくなりそうです。きりん事務所からは、次期の36協定締結時には上限の見直しをご提案して参ります。東京、大阪には過重労働撲滅特別対策班(通称「かとかく」)が設置され、長時間労働の事業所を監視しています。長時間労働に対する対策は急務です。変形労働時間や歩合給なども検討しましょう。

労働生産性の向上も同時に改革の柱です。長時間労働をなくしても同等の生産性を維持していけることを目指します。現在の日本は先進国の中ではかなり生産性が低いのです。そして、労働生産性上位10カ国のうち、9カ国は年間労働時間の短さでも上位10位以内に入っているのです!

労働生産性向上は働き方改革の2番目にも挙げられています。今年の4月から、助成金の支給額も、労働生産性を向上させると増額になります。

OECE加盟諸国の時間当たり労働生産性  
2015年35カ国比較-日本は第20位



